

原料用酒類移出承認申請書

収受印

整理番号	※
------	---

平成 年 月 日	申 請 者	(住所) 〒 -	(電話)
税務署長 殿		(氏名又は名称及び代表者氏名) (ふりがな)	
Ⓜ			

原料用酒類を移出したいので、酒税法施行令第 51 条第 1 項の規定により下記のとおり申請します。
記

移 出 酒 類	品 目 別 等					
	アルコール分	エキス分	度	度	度	度
	そ の 他 の 区 分					
	数 量		1		1	
	容器区分	容器個数	個		個	

移 出 の 理 由	
移 出 年 月 日	
移 出 製 造 場 の 所 在 地 及 び 名 称	
移 出 先 の 者 の 住 所 及 び 氏 名 又 は 名 称	
移出先の所在地及び名称	
摘 要	

※ 第 号
平成 年 月 日
税務署長 _____ Ⓜ

酒税法第 28 条第 1 項の規定により上記の申請のとおり承認します。

原料用酒類移出承認申請書（CC1-5425）の記載要領

- 1 この申請書は、原料用酒類を移出することにつき承認を受けようとする場合に2通提出してください。
- 2 「移出酒類」の「その他の区分」欄には、次の事項を記載してください。
 - (1) 果実酒については、次の区分によりそれぞれに掲げる事項を記載してください。
 - イ 酒税法第23条第3項第2号の果実酒のうち、酒税法第43条第1項第6号《混和承認》の規定による酒類の保存のためのアルコール又はしょうちゅう（酒税法施行令第2条に定めるものに限る。以下同じ。）を混和していない果実酒については、「A果実酒」と記載してください。
 - ロ 酒税法第23条第3項第2号の果実酒のうち、酒税法第43条第1項第6号の規定による酒類の保存のためのアルコール又はしょうちゅうを混和した果実酒については、「B果実酒」と記載してください。
 - ハ 酒税法第23条第3項第2号の果実酒のうち「B果実酒」以外の果実酒で、かつ、アルコール又はしょうちゅうを混和する余裕のある果実酒については、「C果実酒」と記載してください。
 - ニ イからハマまでのいずれにも該当しない果実酒については、「D果実酒」と記載してください。
 - (2) リキュールについては、合成清酒の原料とするもので米（米を原料として製造した物品を含む。）を原料としたものであるときは、その旨記載してください。
- 3 「摘要」欄には次の事項を記載してください。
 - (1) 2の(1)のロの「B果実酒」については、酒税法第43条第1項第6号の規定により混和したアルコール等の混和割合（混和後の果実酒のアルコール分の総量に対する混和したアルコール等のアルコール分の総量の比率によりパーセント位未満第2位以下を切り捨てて第1位とする。）を記載してください。
 - (2) 2の(1)のハ「C果実酒」については、既に混和したアルコール等があるときは、そのアルコール等の混和割合（混和後の果実酒のアルコール分の総量に対する混和したアルコール等のアルコール分の総量の比率によりパーセント位未満第2位以下を切り捨てて第1位とする。）並びにそのアルコール等を混和する前の果実酒のアルコール分を記載してください。
 - (3) 2の(3)のリキュールのうち米を原料とした合成清酒の原料とするものについては、米 1,000kg当たりのリキュール（香味液）の製成数量（製成後アルコール及び水等を混和したものであるときは混和後の数量とする。）をリットル位未満を切り捨ててリットル位まで記載してください。
- 4 アルコール分及びエキス分は、度位未満第2位以下を切り捨てて第1位まで記載してください。
- 5 ※印欄は記載しないでください。